

令和8年度つくば市芸術文化事業会場費補助金 募集案内

1 補助制度の概要

市民の芸術文化活動の発表及び鑑賞の機会を拡充し、つくば市の芸術文化を推進させるため、公演及び展覧会事業の会場費の一部を補助します。

2 補助額

項目	内容
1 申請あたりの上限	5 万円
補助の割合	対象経費の 1/2 以内

△ 補助額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

3 対象となる事業

①公演事業

舞台芸術(音楽、演劇、舞踊、伝統芸能など)を企画・制作・実施する事業

②展覧会事業

芸術作品などの展覧会を実施する事業

4 補助対象事業の要件

補助対象となるのは、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ・つくば市その他地方公共団体や外郭団体等から、申請する補助対象事業に対し補助や助成、委託料等を受けていない
- ・政治、宗教活動を目的としていない
- ・つくば市の芸術文化の振興に貢献する事業である
- ・決定通知書受領日以降に開催し、申請年度内に完了する事業である
- ・つくば市民が広く参加・鑑賞できる事業であること
- ・つくば市内で実施される事業であること
- ・公序良俗に反する内容でないこと
- ・会場が主催者及び主催団体に所属する者が所有する施設でないこと
- ・寄付等を目的としたチャリティ事業でないこと
- ・参加費や入場料等を徴収する事業でないこと(ワークショップ等の材料代等の徴収は可とする)

5 対象経費

①公演事業の場合

- ・本番公演日、リハーサル日、機材搬入搬出日の会場使用料
（出演者用控室や練習室の使用料も含みます）

※リハーサル日や搬入搬出日の使用料は、本番前後それぞれ1日分まで

②展覧会事業の場合

- ・展示期間中及び作品搬入搬出日の会場賃借料
（催事関係者控室を含みます）

※搬入搬出日の使用料は、展示会開催日前後それぞれ1日分まで

※出演料、印刷費、謝金・人件費、宣伝費、記録費、通信費、旅費、消耗品費、備品賃借料、空調費などは補助対象外ですのでご注意ください。

6 補助対象者の要件

- ・補助の対象団体となるには以下の全てを満たす必要があります。
 - ・国・地方公共団体や民間団体などから、申請する補助対象事業に対し運営経費の助成を受けていない
 - ・政治・宗教活動を目的としていない
 - ・つくば市民を半数以上含む非営利団体である
 - ・活動拠点が市内にあり、自らが事業を企画・遂行できる能力がある
 - ・明確な会計経理がなされている文化芸術団体である
 - ・国・地方公共団体が資本金を出資していない
 - ・暴力団・反社会勢力の構成員を含まない、密接な関わりを持たない
- ※個人での申請は受け付けられません。

7 募集期間

第1回 令和8年4月1日（水）～4月30日（木）

第2回 令和8年9月1日（火）～3月12日（金）

※予算額に達した場合、募集期間中であっても受付を終了します。また、審査には2週間程度の期間を要しますので、余裕をもって申請してください。

8 申請方法

以下の書類を、つくば市芸術文化推進課へ提出してください。

①提出書類

- 1 つくば市芸術文化事業会場費補助金交付申請書（様式1）
- 2 つくば市芸術文化事業計画書（様式2）
- 3 つくば市芸術文化事業収支計画書（様式3）
- 4 会場使用に係る見積書や料金表
- 5 会則、規則等及び団体の構成員名簿
- 6 その他事業内容がわかるもの（企画書、チラシ等）

②受付方法

メールで送付、郵送、または直接持参

提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市芸術文化推進課文化振興係

ctz032@city.tsukuba.lg.jp

9 その他

この案内は、「つくば市芸術文化事業会場費補助金要項」に基づき作成された、制度の概要を示したものです。申請の前に必ず要項をご確認ください。

10 お問い合わせ先

つくば市芸術文化推進課文化振興係

029-883-1111(代表) 内線 6265、6267、6269

ctz032@city.tsukuba.lg.jp